

ふくしま産業育成資金融資制度取扱要領

- 1 ふくしま産業育成資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）3(2)「融資の対象」におけるB①から③の対象範囲については、次のとおりとする。
- ただし、次に掲げた対象範囲以外で融資の対象に該当すると思われる事業を行う者からの申込みがあった場合には、金融機関又は信用保証協会は、福島県に協議を行うものとする。

B① 環境関連産業、再生可能エネルギー関連産業、輸送用機械・半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業、ロボット関連産業又は航空宇宙関連産業に係る事業を行う者

ア 環境関連産業、再生可能エネルギー関連産業

- 環境汚染防止に係る装置や製品の製造、加工、販売・サービス、据え付け等を行う者
 - 例) 排水処理装置、土壌・水質浄化装置、環境測定装置など
 - 環境負荷低減又は資源有効利用に資する装置や製品の製造、加工、販売・サービス、据え付け等を行う者
 - 例) 省資源型製品、再生素材、リサイクル製品など
 - 再生可能エネルギー利用等に係る装置や製品の製造、加工、販売・サービス、据え付け等を行う者、又は再生可能エネルギーを活用した発電若しくは売電を行う者
 - 例) 太陽光発電、風力発電、バイオマス熱利用、燃料電池など
- ※ 但し、主として自社利用目的での機器導入又は設置等については、本資金の対象とはしない。

イ 輸送用機械・半導体関連産業

- 次に掲げる業種のいずれかに該当し、輸送用機械・半導体関連の事業を行う者
(日本標準産業分類上の分類番号及び業種名)
- | | |
|----------------------|---------------|
| 11 繊維工業 | 16 化学工業 |
| 18 プラスチック製品製造業 | 19 ゴム製品製造業 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製品製造業 | 21 窯業・土石製品製造業 |
| 22 鉄鋼業 | 23 非鉄金属製造業 |
| 24 金属製品製造業 | 25 はん用機械器具製造業 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 27 業務用機械器具製造業 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 29 電気機械器具製造業 |
| 30 情報通信機械器具製造業 | 31 輸送用機械器具製造業 |
| 32 その他の製造業 | 39 情報サービス業 |
| 44 道路貨物運送業 | 47 倉庫業 |
| 50 各種商品卸売業 | |
| 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | |
| 54 機械器具卸売業 | 89 自動車整備業 |

ウ 医療・福祉機器関連産業

- 次に掲げる業種のいずれかに該当し、医療・福祉関連の事業を行う者
(日本標準産業分類上の分類番号及び業種名)

11 繊維工業	
14 パルプ、紙、紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業	16 化学工業
18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業	23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業	32 その他の製造業
39 情報サービス業	44 道路貨物運送業
47 倉庫業	50 各種商品卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業
55 その他の卸売業	

エ ロボット関連産業

- 次に掲げる業種のいずれかに該当し、ロボット関連の事業を行う者
- | | |
|----------------------|----------------|
| 16 化学工業 | 18 プラスチック製品製造業 |
| 19 ゴム製品製造 | 21 窯業・土石製品製造業 |
| 22 鉄鋼業 | 23 非鉄金属製造業 |
| 24 金属製品製造業 | 25 はん用機械器具製造業 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 27 業務用機械器具製造業 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 29 電気機械器具製造業 |
| 30 情報通信機械器具製造業 | 31 輸送用機械器具製造業 |
| 32 その他の製造業 | 39 情報サービス業 |
| 41 映像・音声文字情報製作業 | 44 道路貨物運送業 |

オ 航空宇宙関連産業

- 次に掲げる業種のいずれかに該当し、航空宇宙関連の事業を行う者
- | | |
|----------------------|----------------|
| 11 繊維工業 | 15 印刷・同関連業 |
| 16 化学工業 | 18 プラスチック製品製造業 |
| 19 ゴム製品製造 | 21 窯業・土石製品製造業 |
| 22 鉄鋼業 | 23 非鉄金属製造業 |
| 24 金属製品製造業 | 25 はん用機械器具製造業 |
| 26 生産用機械器具製造業 | 27 業務用機械器具製造業 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 29 電気機械器具製造業 |
| 30 情報通信機械器具製造業 | 31 輸送用機械器具製造業 |
| 32 その他の製造業 | 44 道路貨物運送業 |

B② 農商工連携等の事業を行う者

ア 農商工連携に取り組む者

- 農商工連携とは、中小企業者と農林漁業者とが連携し、通常の商取引を超えて協力し、お互いの強みを持ち寄って、新商品の開発や販路開拓、サービスの提供等を行うことをいう。

- 対象には、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた者、福島県が実施する「ふくしま農商工連携ファンド事業」の交付決定を受けた者を含む。

イ 農林漁業者で、農林漁業に関連して農林漁業以外の事業を行う者

（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する者）

ウ 中小企業者で、農林漁業を行う者

B③ 観光関連産業に係る事業を行う中小企業者

ア 観光関連産業

- 次に掲げる業種のいずれかに該当し、観光関連の事業を行う者
（日本標準産業分類上の分類番号及び業種名）

09 食料品製造業	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	32 その他の製造業
42 鉄道業	43 道路旅客運送業
45 水運業	46 航空運輸業
56 各種商品小売業	
57 織物・衣服・身の回り品小売業	
58 飲食料品小売業	59 機械器具小売業
75 宿泊業	76 飲食店
79 その他の生活関連サービス業	80 娯楽業

2 要綱 3 (2)「融資の対象」における B⑥の「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等作業を行う者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業主、法人の役員又は正規雇用の従業員が、国、福島県又は福島県が認定した市町村が行う除染業務講習会を受講し修了した者（講習会を行った者が交付する修了証書を要する）
- (2) 融資申込時において、除染等作業を行った実績のある者（契約書等作業を受注したことを証明する書類を要する）

3 要綱 3 (2)「融資の対象」における Cの「職業紹介事業を行うことができる者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の許可を受けている有料職業紹介事業者
- (2) 法第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の許可を受けている無料職業紹介事業者
- (3) 法第 33 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣に届出を行っている学校、専修学校等の施設の長
- (4) 法第 33 条の 3 第 1 項の規定により厚生労働大臣に届出を行っている法人
- (5) 法第 33 条の 4 第 1 項の規定により厚生労働大臣に届出を行っている地方公共団体

- 4 融資の対象については、「ふくしま産業育成資金融資申込書」（要綱様式第1号）に記載された事業概要により確認することとし、資金使途は事業概要に記載された事業に限定されないものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。